一般社団法人宮城県サッカー協会倫理規範

2023 年 5 月 14 日　理事会承認

一般社団法人宮城県サッカー協会（以下「本協会」という。）の組織運営、各種事業の推進に関わる全ての関係者は、社会的責任を果たしつつ、本協会の理念を追求すべく、高いレベルの倫理観に従って公平・公正に行動する。本規範は、その具体的な行動等について下記のとおり定める。

なお、本規範に反した行動、行為を行った者は、社会の諸規範、本協会や加盟団体及び選手等が属する組織の諸規定等に則り、懲罰等を科せられることがある。

【本協会の理念】

宮城県におけるサッカーの普及・発展・競技力の向上に関する事業を行うとともに、公益財団法人日本サッカー協会の事業に協力することをもって、宮城県民の豊かなスポーツ文化の振興及び心身の健全な発達に寄与する。

1　本規範の対象者

本規範の対象となる者（以下「役職員、登録者等」という。）は、本協会各種規則等に定める次の団体及び個人とする。

（1）　本協会の役職員等（理事、監事、名誉役員、司法機関委員、各種委員会委員、各地区協会委員、職員、業務委託者、派遣職員等）

（2）　本協会に加盟する各種の連盟（以下「加盟団体」という。）

（3）　本協会に登録する加盟チーム

（4）　本協会に登録する以下の個人（以下「選手等」という。）

①　選手

②　指導者（監督、コーチ、その他選手の指導に関わる者）

③　審判員

④　審判指導者

⑤　加盟団体の代表者

⑥　加盟団体の役職員その他の関係者

2　行動の基本原則

役職員、登録者等の行動は、次の基本原則に基づくものである。

（1）　本協会の使命と役割を自覚し、本協会の理念の実現に向け模範的かつ自発的であること。

（2）　本協会及びサッカー界が社会的責任を負っていることを認識し、広くステークホルダーと協力して、社会からの期待に応えるようにすること。

（3）　公私を問わず社会的信用の維持、向上に努めるとともに、常に自らを厳しく律し、誠実かつ公正であること。

3　具体的な遵守事項

役職員、登録者等は、上記の基本原則に基づき、以下の事項を遵守して行動する。

（1）　法令等の遵守

日本のみならず、世界各国の文化、法令等を尊重し、様々な社会規範、法規範及び本協会の定款、本規範に付随する諸規則等の内部規程、指示、指令、命令、決定及び裁定を遵守する、様々な規範には、国際サッカー連盟（FIFA）、アジアサッカー連盟（AFC）、東アジアサッカー連盟（EAFF）の諸規程並びにスポーツ仲裁裁判所（CAS）の仲裁関連規則の他、指示、指令、命令、決定並びに裁定等が含まれる。

（2）　人権尊重と差別の禁止

人種、肌の色、民族、国籍、出自、性別、年齢、言語、障がい、性的志向、信条、宗教、政治、その他の事由を理由とする国家、個人又は集団に対する差別を行わない。また、人権を尊重し、差別を排除する環境づくりに努め、人権侵害や差別に加担するような行為を行わない。

（3）　適正な経理処理

法令、会計原則、基準、加盟団体及び選手等が属する組織の規則等に基づき適正な処理を行い、金銭等を含む資産の本来の目的外への流用や不正行為、また、他者にそれを強いる行為を行わないとともに、それを排除するよう行動する。

（4）　公正な取引関係の維持

サッカーを通じた活動に必要な物品やサービスの調達にあたり、不合理な商習慣を排除し、公正かつ透明度の高い適正な関係を確立するとともに、それを保持する。

（5）　情報の厳正な管理

業務上やサッカーを通じて知り得た個人情報、機密情報及び非公開情報について、個人や法人の権利を尊重し、厳重に取り扱う。

（6）　情報の開示と説明責任

本協会、加盟団体及び選手等が属する組織の国内外のステークホルダーに対して、活動状況を適時、適切に開示し、透明性の確保に努める。

（7）　自然環境の保全

社会の一員として、自然環境を保全する責任があることを自覚し、地球環境の持続可能性に配慮した活動を継続的に推進して、環境への負荷低減に努める。

（8）　地域社会への貢献

サッカーを通じ、より良い社会の実現に向けて、国内はもとより国際的にも積極的に地域社会に参画し、友好親善関係を築くとともに、地域社会の持続可能な発展に貢献するよう行動する。

（9）　試合結果の不正操作の禁止

試合の勝敗について、予め取り決めを行う等の不正な試合操作に加担しない、他者に強いない、また、それを排除するよう行動する。

（１０）ドーピングの禁止

競技の健全な秩序や風紀を乱すドーピング行為を行わない、他者に強いない、また、それを排除するよう行動する。

（１１）違法賭博の禁止

賭博は犯罪であるという認識を強くもち、違法に金銭を賭ける賭博にあたる行為は行わない、他者に強いない、また、それを排除するよう行動する。

（１２）ハラスメントの禁止

セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、暴力、誹謗、中傷等、様々なハラスメントを行わない。また、それを排除するよう行動する。

（１３）違法薬物や問題飲酒行動等の禁止

健康と安全を脅かす大麻、麻薬、覚せい剤等の違法薬物の譲受、譲渡、所持、使用を行わない。風紀を乱す問題飲酒行動、飲酒運転及び未成年者の飲酒喫煙等を行わない。また、それを排除するよう行動する。

（１４）不正な利得の収受行為の禁止

不当な利益供与を目的とした金品の供与、贈答、接待の授受やその疑いのある行為を行わない、他者に強いない、また、それを排除するよう行動する。

（１５）私的利益追求の禁止

それぞれが所属する組織の社会的使命と責任を認識し、その職務や地位を私的な利益の追求に利用しない。

（１６）反社会的勢力との断絶

市民社会の秩序と安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対して、毅然とした態度を堅持するとともに、一切の関係をもたない。